博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏 名 野上 有紀子

学 位 博士(口腔保健福祉学)

学位記番号 新大院博(口)第11号

学位授与の日付 平成29年3月23日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

博士論文名 Dental caries prevalence and treatment level of neglected children

at two child guidance centers.

論文審查委員 主查 高橋 英樹

副査 大内 章嗣

副査 葭原 明弘

博士論文の要旨

【目 的】 児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、厚生労働省による統計が開始された平成 2年以降増加の一途をたどっている。児童虐待に関してはさまざまな関係機関からの支援が必要とされて おり、歯科からの対応も求められている。しかしながら、我が国における被虐待児童とう蝕に関連した詳細な報告はわずかである。本研究の目的は、児童相談所における被虐待児童を含む一時保護児童のう蝕状況を明らかにすることである。

【対象および方法】 新潟県内の児童相談所2か所に一時保護中の6~17歳の児童(以下、一時保護児童とする)、計166名(平均年齢11.6±2.8歳)を対象とし、歯科医師が口腔内診査を実施した。調査により得た結果からdmftおよびDMFT数、う蝕有病者率およびう蝕処置状況の割合を算出した。処置状況に応じて、「う蝕のない者」、「う蝕のある者(う蝕有病)」、う蝕のある者のうち、「う蝕処置完了の者」、う蝕処置が一部完了している「処置歯・未処置歯併有の者」、う蝕処置がまったく行われていない「未処置歯のみ保有の者」計5つに分類し、それぞれの割合を求めた。さらに、平成23年歯科疾患実態調査報告(以下、歯科疾患実態調査とする)のデータとの比較を行った。

【結果】 一時保護児童全体の一人平均 dmft および DMFT 数の合計値は 5.70 本であるのに対し、歯科疾患実態調査の報告では平均 2.25 本であった。一時保護児童と歯科疾患実態調査の 2 群間で一人平均 dmft および DMFT 数の合計値の差が最も大きかった年齢群は 6 歳で、一時保護児童では 9.88 本なのに対し、歯科疾患実態調査では 1.84 本であった。各年齢群の一人平均 dmft および DMFT の合計値は、歯科疾患実態調査の 1.9~5.4 倍多い数値であった。これらの数値は、7歳を除くすべての年齢群において統計学的に有意であった間の (2 群比率の検定)。「う蝕のない者」の割合は、歯科疾患実態調査では 45.7%であったが、一時保護児童では 18.7%であった。「う蝕のある者(う蝕有病)」の割合は、歯科疾患実態調査: 54.3%、一時保護児童: 81.3%であった。一時保護児童と歯科疾患実態調査の 2 群間には、いずれも統計学的な有意差が認められた(2 群間の比率の検定)。う蝕がある者のうち、「う蝕処置完了の者」の割合は、歯科疾患実態調査で 15.0%なのに対し、一時保護児童では 3.6%、「処置歯・未処置歯併有の者」の割合では歯科疾患実態調査で 15.0%なのに対し、一時保護児童で 36.7%、「未処置歯のみ保有の者」の割合では、歯科疾患実態調査、で 15.0%なのに対し、一時保護児童で 36.7%、「未処置歯のみ保有の者」の割合では、歯科疾患実態調査、

一時保護児童、それぞれ 7.0%、41.0%であった。いずれも差は統計学的に有意であった (2 群比率の検定)。

【考察・結論】 本調査の結果より、一時保護児童ではう歯を多く有していた。これは、Greene らによる被虐待児童が非虐待児童より8倍多くのう蝕があったとの報告を支持する結果であった。また、一時保護児童の一人平均dmft およびDMFT 数は、ほぼすべての乳歯の交換が完了する11歳まで、徐々に減少する結果が示された。しかし依然、11歳で平均3.65本のう歯を有していることから、永久歯の萌出直後よりう蝕に罹患していることが予想された。さらに、一時保護児童においては、41.0%の者が未処置のう歯を所有していたことから、う蝕に罹患した際に必要な歯科治療を受けられる環境になかったことが示された。Sarriらは、デンタルネグレクトについて、う蝕や歯周疾患の予防に関するネグレクトと歯科治療に関するネグレクトの2つのパターンがあると報告している。一時保護児童においては、口腔衛生習慣が十分ではなく、う蝕に罹患した際も治療が行われていないことが明らかになった。一時保護所での一時保護のもと、う蝕の予防としての口腔衛生習慣の習得や、未処置歯に対する歯科治療などの対応が必要であると考えられた。

審査結果の要旨

児童相談所一時保護所に保護された被虐待児に対する口腔内診査結果の分析により、被虐待児童はそれ 以外と比較して極めて高率に「う蝕」を有するという国外における報告を支持する結果を導出した研究で ある。

まず、研究方法の妥当性について検討する。本研究における客体は、2012 年9月から2014年11月までの間に新潟県中央児童相談所および新潟市児童相談所(以下「児相」)の一時保護所(以下「保護所」)に保護された子どもである。両保護所は新潟県内4か所ある保護所のうちの2か所であるが、所管人口は新潟県人口の61.0%(2015.10.1 国勢調査結果)を占めるため、局在による偏りは否定される。また、両保護所に保護された子どもに占める被虐待児の割合は71.1%で、全国調査結果(76.6%)と相似しているほか、性別や年齢分布にも偏りは見られない。加えて、現行の児童虐待対応の制度フレームでは、一時的にせよ被虐待環境から分離して安全を確保する必要があると判断された子どもは、乳幼児である場合や医療的ケアが必要と判断される場合(その場合には、乳児院、里親、医療機関等に一時保護を委託される例が多い)などを除いて、ほぼ全数が保護所に保護されている。したがって、客体は「虐待によって精神的・身体的にダメージを受ける(た)子ども」であり、子どもの被虐待と「う蝕」との関連性を分析するためには、適切な客体設定であると考えられる。対照した全国歯科疾患実態調査結果は、国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為に抽出した300単位区内の満1歳以上を調査客体として得られた公式統計であり、信頼性は高い。口腔内診査は、十分に臨床経験を積んだ特定の小児歯科専門医が統一された方法で実施しており、診査方法の信頼性も高い。以上から、分析対象は精緻なデザインに基づいて採取されたデータであり、研究方法は妥当と考えられる。

次に結果および考察について検討する。分析は「(保護所に保護された≒被虐待によるダメージを受けるリスクの高い)被虐待児は、それ以外の子どもと比較して、う蝕に罹患し、う蝕歯数も多く、歯科保健上必要な処置が行われていない割合が極めて高い」という結果を導く。このことは、国外において報告された結果と合致するほか、日本では前例のないデータの偏りの少ない方法により実証された結果であり、口腔保健と児童福祉の分野をクロスした学術的な価値の高い結果であると考えられる。考察では、この研究の目的がデータに基づく実証だけにあるわけではなく、重要なのは子どもの口腔内環境の改善にあるとし、歯科医師会などによる訪問診療体制の構築、歯科衛生士による口腔ケアと歯磨き指導とが必要である

シフ		との言明を引用した上で、公的にそれを可能とする その実現に向けたプロセスを明らかにしていくこと
	以上により、学位論文としての価値を認める。	